

広島県二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所の処分等の基準

1 趣旨

本基準は、二級建築士若しくは木造建築士（以下「二級建築士等」という。）に対して建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分を行い、又は建築士事務所の開設者に対して法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく監督処分を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士等又は建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、これらの業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1)「免許取消」とは、法第 10 条第 1 項の規定に基づき行う免許の取消しをいう。
- (2)「業務停止」とは、法第 10 条第 1 項の規定に基づき行う業務停止の命令をいう。
- (3)「登録取消」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (4)「事務所閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (5)「戒告」とは、法第 10 条第 1 項の規定又は法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (6)「文書注意」とは、法第 10 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分又は法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

二級建築士等又は建築士事務所の業務の適正を確保するため、広島県知事免許を有する二級建築士等が法第 10 条第 1 項に規定する懲戒事由に該当し、又は広島県知事登録を受けている建築士事務所の開設者若しくは属する者が法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する監督処分手由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 二級建築士等の処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、懲戒事由（表 1「ランク表」に掲げる懲戒事由をいう。以下同じ。）に対応するランクを基本に、次の(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表 3「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の懲戒事由に該当する場合は、最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い懲戒事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様

の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

懲戒事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。ただし、過去と今回の懲戒事由がいずれも表1「19. 定期講習受講義務違反」である場合は、この限りでない。

5 建築士事務所の処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、監督処分事由(表5「ランク表」に掲げる監督処分事由をいう。以下同じ。)に対応するランクを基本に、次の(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表7「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の監督処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の監督処分事由に該当する場合は、最も重い監督処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い監督処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の監督処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

監督処分事由に該当する行為について、表6「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等(文書注意にあっては、2年を経過しないものに限る。)の履歴のある建築士事務所の開設者に対する処分等の内容は、表8「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の基準に従って決定するものとする。

6 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由又は監督処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 懲戒事由又は監督処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

懲戒事由又は監督処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら懲戒事由又は監督処分事由に該当する行為を行わず、建築士又は建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、

発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

(3) 公表等の取扱い

イ 処分等を行った場合は、次の区分に応じて、処分内容等を国、他の都道府県及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号本文に規定する市町村(広島県内のものに限る。)に通知する。

(イ) 二級建築士等の処分等を行った場合

- a 二級建築士等の氏名、住所及び登録番号
- b 処分等の理由及び種別(業務停止の場合は、その期間を含む。)
- c その他必要事項

(ロ) 建築士事務所の処分等を行った場合

- a 建築士事務所の名称、所在地及び登録番号
- b 建築士事務所の開設者の氏名
- c 処分等の理由及び種別(閉鎖命令の場合は、その期間を含む。)
- d その他必要事項

ロ 法第10条第5項(法第26条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、県報及びホームページに掲載することにより行う。

7 施行期日等

この基準は、令和2年3月1日から施行する。

表1

ラ ン ク 表

懲戒根拠	懲 戒 事 由	関係条文	ランク
建築関係法令違反 (建築士法第10条第1項第1号)	1. 設計又は工事監理の業務範囲の逸脱	3, 3の2	6
	2. 業務停止処分違反	10	16
	3. 建築士報告, 検査義務違反	10の2	4
	4. 指定登録機関, 指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反(指定登録機関等の役員等として)	10の8, 10の20, 15の6, 26の3	4
	5. 登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反(地位を承継した者として)	10の27, 22の3, 26の5	4
	6. 試験委員の不正行為	15の4, 15の6	4
	7. 違反設計	18	
	(建築物の倒壊・破損, 人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計等)		9~15
	(上記以外の違反設計)		6
	8. 工事監理不履行・工事監理不十分	18	6
	9. 無断設計変更	19	4
	10. 建築士免許証等の不提示	19の2	4
	11. 設計図書の記名・押印不履行	20	4
	12. 安全性確認証明書交付義務違反	20	6
	13. 工事監理報告書の未提出, 不十分記載等	20	4
	14. 建築設備士の意見明示義務違反	20	4
	15. 名義借り	20, 24	6
	16. 名義貸し	20, 21の2, 24の2	6
	17. 違反行為の指示等	21の3	6
	18. 信用失墜行為	21の4	4
	19. 定期講習受講義務違反	22の2	
	定期講習受講義務違反		1
	による処分等を受けても, なお受講しない場合		2
	による処分等を受けても, なお受講しないなど悪質性が高い場合		5
	20. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3	4
	21. 設計等の業務に関する報告書未提出	23の6	4
	22. 無登録業務	23, 23の10	4
	23. 虚偽・不正事務所登録	23の2	4
	24. 事務所変更届懈怠, 虚偽届出	23の5	4
	25. 管理建築士不設置	24	4
	26. 管理建築士事務所管理不履行	24	4
	27. 再委託の制限違反	24の3	4
	28. 事務所の帳簿不作成, 不保存	24の4	4
	29. 事務所標識非掲示	24の5	4
	30. 業務実績等の書類の備置き, 閲覧義務違反, 虚偽記入	24の6	4
	31. 重要事項説明義務違反	24の7	4
32. 重要事項説明時の建築士免許証等の不提示	24の7	4	
33. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8	4	
34. 事務所閉鎖処分違反	26	16	
35. 事務所報告, 検査義務違反	26の2	4	
36. 建築士審査会等委員の不正行為	32	4	
建築基準法違反	37. 設計, 構造設計, 設備設計, 工事監理規定違反	5の6	6
	38. 無確認工事等	6, 7の3	6
	39. 違反工事	各条項	6
	40. 工事完了検査申請等懈怠	7, 7の3	4
	41. 是正命令等違反	9	6
	42. 確認表示非掲示	89	4
上記以外の建築関係法令違反	43. 建築確認対象法令違反		3~6
不誠実行為 (建築士法第10条第1項第2号)	44. 虚偽の確認済証等の作成又は同行使		6
	45. 無確認着工等容認		4
	46. 虚偽の確認申請等		6
	47. 工事監理者欄等虚偽記入		6
	48. 管理建築士専任違反		4
	49. 管理建築士への名義貸し		6
	50. 重要事項説明の欠落		4
	51. その他の不誠実行為		1~6

(注) 上表に具体的記載のない行為については, 上表中の最も類似した行為の例によること。

表 2

個別事情による加減表

項 目	内 容	加重・軽減
行為者の意識	重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+ 3 ランク
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	1 ~ 3 ランク
行為の態様	違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	1 ~ 3 ランク
	暴力的行為又は詐欺的行為	+ 3 ランク
	法違反等の状態が長期にわたる場合	+ 3 ランク
	常習的に行っている場合	+ 3 ランク
是正等の対応	速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	1 ランク
	処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	1 ランク
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+ 3 ランク
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表 3

処 分 区 分 表

処分等のランク	処 分 等 の 内 容
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止 1 月未満
4	業務停止 1 月
5	業務停止 2 月
6	業務停止 3 月
7	業務停止 4 月
8	業務停止 5 月
9	業務停止 6 月
10	業務停止 7 月
11	業務停止 8 月
12	業務停止 9 月
13	業務停止 10 月
14	業務停止 11 月
15	業務停止 12 月
16以上	免許取消

業務停止期間については、暦に従うものとする。

表 4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去\今回相当処分等	過去の処分等	文書注意 (ランク 1)	戒告 (ランク 2)	業務停止 (ランク 3 ~ 15)	免許取消 (ランク 16以上)
文書注意 (ランク 1)					
戒告 (ランク 2)		+ 1 ランク (+ 2 ランク)	+ 3 ランク (+ 4 ランク)		
業務停止 (ランク 3 ~ 15)					
免許取消 (ランク 16以上)		免許取消			

() は過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合

- (注1) 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の()内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。
- (注2) 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。

表5

ラ ン ク 表

処分根拠		監督処分事由	関係条文	ランク	
建築士法 第26条第1項	第1号	1. 虚偽又は不正の事実に基づく建築士事務所登録	23の3	16 注(1)	
	第2号	2. 登録拒否事由に該当	23の4		
		破算手続開始の決定を受けて復権を得ない者			
		禁錮以上の刑に処され5年を経過しない者	7		
		建築士法又は建築物の建築に関して罰金の刑に処され5年を経過しない者	7		
		建築士の免許を取り消され5年を経過しない者	7		
		暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者			
		心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者			
		営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が登録の拒否事由に該当する場合			
		法人の役員が登録の拒否事由に該当する場合			
暴力団員等がその事業活動を支配する者					
管理建築士に規定する要件を欠く者	24				
第3号	3. 廃業届出懈怠	23の7			
建築士法 第26条第2項	第1号	4. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3	4	
		5. 名義貸し	24の2	6	
		6. 再委託の制限違反	24の3	4	
		7. 事務所の帳簿不作成, 不保存	24の4	4	
		8. 事務所標識非掲示	24の5	4	
		9. 業務実績等の書類の備置き, 閲覧義務違反, 虚偽記入	24の6	4	
		10. 重要事項説明義務違反	24の7	4	
		11. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8	4	
		第2号	12. 登録拒否事由に該当	23の4	16 注(2)
			禁錮以上の刑に処せられた者	8	
			建築士法又は建築物の建築に関して罰金の刑に処せられた者	8	
	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が登録の拒否事由に該当する場合				
	法人の役員が登録の拒否事由に該当する場合				
	第3号	13. 事務所変更届出懈怠, 虚偽届出	23の5	4	
	第4号	14. 管理建築士の懲戒処分	10	1~16 注(3)	
	第5号	15. 所属建築士の懲戒処分	10	1~16 注(4)	
	第6号	16. 管理建築士の業務範囲逸脱	3, 3の2	6	
	第7号	17. 所属建築士の業務範囲逸脱	3, 3の2	6	
	第8号	18. 非建築士の業務範囲逸脱	3, 3の2, 3の3	6	
	第9号	19. 事務所閉鎖処分違反	26	16	
		20. 事務所報告, 検査義務違反	26の2	4	
第10号	21. 事務所開設者の不正行為		1~16 注(5)		

注(1) 第26条第1項各号に該当する場合は、第26条第1項に基づく処分を行う。

注(2) 第26条第2項第2号に該当する場合は、事由の内容に応じて、建築士の場合に適用されるランクを開設者に対して準用した処分を行う。

注(3) 第26条第2項第4号に該当する場合は、管理建築士としての責務や事由の内容に応じて、管理建築士に対して行われた建築士としての懲戒処分に準じた処分を行う。

注(4) 第26条第2項第5号に該当する場合は、所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該処分に係る行為の建築士事務所における位置付け等を勘案して処分を行う。

注(5) 第26条第2項第10号に該当する場合は、事由の内容に応じて、建築士の場合に適用されるランクを開設者に対して準用した処分を行う。

注(6) 第23条の6に規定する設計等の業務に関する報告書提出懈怠、虚偽報告は第26条第2項第10号に該当する。

表6

個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+ 3 ランク
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	1 ~ 3 ランク
行為の態様	違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	1 ~ 3 ランク
	暴力的行為又は詐欺的行為	+ 3 ランク
	法違反等の状態が長期にわたる場合	+ 3 ランク
	常習的に行っている場合	+ 3 ランク
是正等の対応	速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	1 ランク
	処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	1 ランク
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+ 3 ランク
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表7

処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	事務所閉鎖 1 月未満
4	事務所閉鎖 1 月
5	事務所閉鎖 2 月
6	事務所閉鎖 3 月
7	事務所閉鎖 4 月
8	事務所閉鎖 5 月
9	事務所閉鎖 6 月
10	事務所閉鎖 7 月
11	事務所閉鎖 8 月
12	事務所閉鎖 9 月
13	事務所閉鎖 10 月
14	事務所閉鎖 11 月
15	事務所閉鎖 12 月
16以上	登録取消

事務所閉鎖期間については、暦に従うものとする。

表 8

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去\今回相当処分等	過去の処分等	文書注意 (ランク 1)	戒告 (ランク 2)	事務所閉鎖 (ランク 3 ~ 15)	登録取消 (ランク 16以上)
文書注意 (ランク 1)					
戒告 (ランク 2)		+ 1 ランク (+ 2 ランク)	+ 3 ランク (+ 4 ランク)		
事務所閉鎖 (ランク 3 ~ 15)					
登録取消 (ランク 16以上)		登録取消			

() は過去の処分等の監督処分事由が今回の監督処分事由と同じ場合

- (注1) 過去の処分等の監督処分事由が今回の監督処分事由と同じ場合は、上表中の()内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の監督処分事由が表5のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、登録取消を行うものとする。
- (注2) 過去の処分等が今回の監督処分事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の監督処分事由が表5のランク6以上に該当する場合は軽減しない。

備考

- 1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法の他、消防法、宅地造成等規制法、都市計画法及び建設業法等の建築関係規定を指す。
- 2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。

3 懲戒事由の説明

表1のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1) 建築士法違反

1. 設計又は工事監理の業務範囲の逸脱
法に定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合
2. 業務停止処分違反
業務停止処分に違反した場合
3. 建築士報告、検査義務違反
都道府県知事等からの報告の求めに対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
建築士事務所等に対する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合
4. 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反
二級建築士等である指定登録機関、指定試験機関若しくは指定事務所登録機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らした場合
5. 登録講習機関の地位の承継の届出義務違反
二級建築士等である登録講習機関の承継者が、地位の承継の届出を行わなかった場合
6. 試験委員の不正行為
二級建築士等である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合
7. 違反設計
建築関係法令の定める建築物に関する基準に違反する設計を行った場合
8. 工事監理不履行・工事監理不十分
法に定める工事監理を十分に行わず、又は工事が設計図書のとおりに行われていないと認められたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、若しくは工事施工者がこれに従わなかったにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合
9. 無断設計変更
他の建築士の設計をその者の承諾なく変更した場合
10. 建築士免許証等の不提示
設計等の委託者等からの請求があったにもかかわらず、建築士免許証等の提示をしなかった場合
11. 設計図書の記名・押印不履行
作成した設計図書に記名及び押印をしなかった場合
12. 安全性確認証明書交付義務違反
構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付したような場合

13. 工事監理報告書の未提出，不十分記載等

工事監理報告書を提出しなかった場合又はこれに虚偽若しくは不十分な記入をした場合

14. 建築設備士の意見明示義務違反

建築設備士の意見を聴いたにもかかわらず，その旨を設計図書，工事監理報告書等に明らかにしなかった場合

15. 名義借り

他の建築士の名義を借用し（当該建築士の承諾の有無を問わない），建築確認申請書等における申請代理人，設計者，工事監理者等として記載した，又は建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合

16. 名義貸し

業務を行う意思がないにもかかわらず，自己の建築士としての名義を，建築確認申請書等における申請代理人，設計者，工事監理者等として記載し，又は建築士事務所の開設者として使用することを許したような場合

17. 違反行為の指示等

建築基準法等に違反する行為について指示をし，相談に応じ，その他これらに類する行為をした場合

18. 信用失墜行為

建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合。建築士として行った行為（例えば，構造計算書を偽装して耐震強度の不足する建築物の設計を行う，実際には工事監理業務を行わずに架空の工事管理報告書を作成する等の行為）であれば，一級建築士等の別の資格区分として行った違反行為であっても，これに該当する

19. 定期講習受講義務違反

受講期間内に定期講習を受講しなかった場合

による処分等を受けたにもかかわらず，なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった場合

による処分等を受けたにもかかわらず，なお特段の理由もなく定期講習を受講せず，長期にわたり未受講状態が継続する等，悪質性が高い場合

20. 契約締結時の書面の交付義務違反

二級建築士等である建築士事務所の開設者が，延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して，契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し，署名又は記名押印して，委託者又は受託者に交付しなかった場合

二級建築士等である建築士事務所の開設者が，上記の契約を締結したときに契約の内容を変更する場合において，必要な事項を書面に記載し，署名又は記名押印して，委託者又は受託者に交付しなかった場合

21. 設計等の業務に関する報告書未提出

二級建築士等である建築士事務所の開設者が，設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合

22. 無登録業務

建築士事務所の登録を受けず，又は更新の登録を受けずに，他人の求めに応じて報酬を得て設計，工事監理等の業務を行った場合

23. 虚偽・不正事務所登録

二級建築士等である登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合

24. 事務所変更届懈怠，虚偽届出

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、法定の期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合

25. 管理建築士不設置

二級建築士等である建築士事務所の開設者が専任の管理建築士を置かなかった場合又は管理建築士講習を修了していない者を管理建築士として置いていた場合

26. 管理建築士事務所管理不履行

専任の管理建築士が、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行わなかったような場合

27. 再委託の制限違反

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

28. 事務所の帳簿不作成，不保存

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

29. 事務所標識非掲示

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

30. 業務実績等の書類の備置き，閲覧義務違反，虚偽記入

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務の実績，建築士事務所に属する建築士の氏名等を記載した書類（保険契約の締結その他の措置を講じている場合は、その内容を記載した書類を含む）を備え置かず、若しくは閲覧をさせなかった場合又は当該書類に虚偽の記入をした場合

31. 重要事項説明義務違反

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理の委託を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

32. 重要事項説明時の建築士免許証等の不提示

管理建築士等が、重要事項の説明の際、建築士免許証等を提示しなかった場合

33. 業務委託等の書面の交付義務違反

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を委託者に交付しなかった場合

34. 事務所閉鎖処分違反

建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

35. 事務所報告，検査義務違反

二級建築士等である建築士事務所の開設者又は管理建築士が、建築士事務所に対する報告の

求めに応じず，又は検査を拒んだ場合

36. 建築士審査会等委員の不正行為

二級建築士等である建築士審査会委員又は試験委員が，その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

(2) 建築基準法違反

37. 設計，構造設計，設備設計，工事監理規定違反

二級建築士等である建築主又は施工者が，建築士の設計，構造設計一級建築士の構造設計若しくは確認した構造設計，設備設計一級建築士の設備設計若しくは確認した設備設計又は建築士の工事監理によらなければならない工事をこれによらずした場合

38. 無確認工事等

二級建築士等である建築主又は施工者が，無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

39. 違反工事

二級建築士等である建築主又は施工者が，建築基準法令に違反する工事を行った場合

40. 工事完了検査申請等懈怠

二級建築士等である建築主が，工事完了検査等の申請をしなかった場合

41. 是正命令等違反

建築主，施工者，現場管理者等として受けた是正命令，工事停止命令等に違反した場合

42. 確認表示非掲示

二級建築士等である施工者が，確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

44. 虚偽の確認済証等の作成又は同行使

虚偽の確認済証等を作成し，又は何らかの目的をもって対外的に使用した場合

45. 無確認着工等容認

建築に関する手続の代理又は工事監理を行うに当たって，無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

46. 虚偽の確認申請等

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合又は虚偽の中間検査若しくは完了検査を申請した場合

47. 工事監理者欄等虚偽記入

工事監理者に就任する意思がなく，又はその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず，確認申請書，工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等，確認申請書等に虚偽の記入をした場合

48. 管理建築士専任違反

管理建築士が，業務を専任で行わなかった場合

49. 管理建築士への名義貸し

業務を行う意志がないにもかかわらず，自己の建築士としての名義を管理建築士として使用することを許したような場合

50. 重要事項説明の欠落

管理建築士等が重要事項の説明をせず，又は行ったが不十分な場合

4 表5のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

また、法第26条第2項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関する契約について責任をもって履行せず、依頼主に損害を与えた場合等を含む。

4. 契約締結時の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、委託者又は受託者に交付しなかった場合

建築士事務所の開設者が、上記の契約を締結したときに契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、委託者又は受託者に交付しなかった場合

5. 名義貸し

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、業務を営む意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義をもって、他人が建築士事務所を開設し、又は業務を行うことを許したような場合

6. 再委託の制限違反

建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

7. 事務所の帳簿不作成，不保存

建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

8. 事務所標識非掲示

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

9. 業務実績等の書類の備置き，閲覧義務違反，虚偽記入

二級建築士等である建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務の実績，建築士事務所に属する建築士の氏名等を記載した書類（保険契約の締結その他の措置を講じている場合は、その内容を記載した書類を含む）を備え置かず、若しくは閲覧をさせなかった場合又は当該書類に虚偽の記入をした場合

10. 重要事項説明義務違反

建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理の委託を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

11. 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を委託者に交付しなかった場合

12. 登録拒否事由に該当

建築士事務所の開設者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合はその法定代理人等，法人である場合はその役員を含む）が、禁錮以上又は法若しくは建築物の建築に関する罰金の刑を受けた場合

13. 事務所変更届出懈怠，虚偽届出

建築士事務所の開設者が、法定の期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又

は虚偽の変更届を行った場合

14. 管理建築士の懲戒処分

管理建築士が、法第 10 条第 1 項の規定により懲戒処分を受けるに至った場合

15. 所属建築士の懲戒処分

建築士事務所に属する建築士が、当該属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、法第 10 条第 1 項の規定により懲戒処分を受けるに至った場合

16. 管理建築士の業務範囲逸脱

管理建築士が、法に定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

17. 所属建築士の業務範囲逸脱

建築士事務所に属する建築士が、法に定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

18. 非建築士の業務範囲逸脱

建築士事務所に属する建築士でないものが、法に定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

19. 事務所閉鎖処分違反

建築士事務所の開設者又は管理建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

20. 事務所報告，検査義務違反

建築士事務所の開設者又は管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず，又は検査を拒んだ場合